

## 「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について

独立行政法人農林水産消費安全技術センターでは、平成19年12月24日、閣議決定された独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成19年度以降随意契約の見直しを推進した結果、平成19年度に引き続き、明らかに競争の余地のないものを除き随意契約から競争性のある契約方式（一般競争入札等）へ移行しました。

しかしながら、一般競争入札等を実施しても、1者応札となっている事例が多く見られ、実質的な競争性が十分に確保されていない状況にあります。

については、当法人としては、より実質的な競争性を確保するため、以下の改善方策に取り組むこととします。

### 1 公告期間の十分な確保

入札公告期間は土日祝日を除く10日間以上確保するとともに、提出書類の作成期間についても十分に配慮する。

### 2 競争参加資格の緩和

参加資格要件等は、必要最小限とする。

### 3 仕様書の見直し

(1) 業務内容や業務量等の必要な情報を具体的に明示する。

(2) 機種等を特定しない仕様条件とする。

(3) 発注する業務を分割することで競争性を確保できる場合は、業務の効率性や経済性を考慮しつつ分割契約とする。

(4) 納期等は、履行期限を十分に確保したものとする。